

高知県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱(新旧対照表)

新	旧												
<p>第1条～第18条（略）</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成22年4月12日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成23年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年5月25日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成25年1月4日から施行し、平成24年11月13日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年1月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年6月7日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月25日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月23日から施行し、同月9日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成28年4月26日から施行し、同月1日から適用する。</u></p> <p>別表第1～第3(略)</p> <p>別表第4（第3条関係）（上限単価）</p> <p>1 有害鳥獣に係る活動経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">獣種</th> <th style="text-align: center;">上限単価(円/頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ及びシカの成獣</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> </tr> <tr> <td>イノシシ及びシカの幼獣</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。<u>この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講じるものとする。</u></p>	獣種	上限単価(円/頭)	イノシシ及びシカの成獣	8,000	イノシシ及びシカの幼獣	1,000	<p>第1条～第18条（略）</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成22年4月12日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成23年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年5月25日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成25年1月4日から施行し、平成24年11月13日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年1月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年6月7日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月25日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月23日から施行し、同月9日から適用する。</p> <p>別表第1～第3(略)</p> <p>別表第4（第3条関係）（上限単価）</p> <p>1 有害鳥獣に係る活動経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">獣種</th> <th style="text-align: center;">上限単価(円/頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ及びシカの成獣</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> </tr> <tr> <td>イノシシ及びシカの幼獣</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。</p>	獣種	上限単価(円/頭)	イノシシ及びシカの成獣	8,000	イノシシ及びシカの幼獣	1,000
獣種	上限単価(円/頭)												
イノシシ及びシカの成獣	8,000												
イノシシ及びシカの幼獣	1,000												
獣種	上限単価(円/頭)												
イノシシ及びシカの成獣	8,000												
イノシシ及びシカの幼獣	1,000												

高知県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱(新旧対照表)

新

旧

別記第1号様式(第4条関係)～第9号様式(第14条関係) (略)

別記第1号様式(第4条関係)～第9号様式(第14条関係) (略)